

東松島市第2次総合計画基本構想(案)可決

将来像は「人育み 人輝く 東松島」

平成27年第4回定例会において、市長より議案が提出され、東松島市第2次総合計画基本構想(案)を含む4件を委員会付託により審査し、その他の議案を書面、質疑等により、審議し、全議案可決しました。なお、委員会付託した議案の内容については次のとおりです。

第2次総合計画基本構想は可決すべき

第2次総合計画基本構想(案)については、議案審査特別委員会を設置し、審査することになりました。議案審査特別委員会は、都合3回開会し市長、担当部課長等の説明員の出席を求め、案件全般に

わたる73項目を慎重、審査し留意点を5項目に絞り込み、執行部への提言としました。結果、可決すべきものとなりました。



▲審査結果を報告する五野井委員長

執行部への提言

1. 基本構想の理念に基づく基本計画は、市において5年ごとに見直すとしているが、昨今の急激な社会情勢の変化を考慮し、2年ないし3年ごとにチェック、検討されたい。
2. 「心」から「人」への市民協働のまちづくりを核とした将来像は、「心の復興」が重視され、被災者の住環境や被災者包括支援は、当然である。被災地の責務として教訓を伝承し、市民に寄り添った事業を推進することを望む。
3. 市民に対し、将来における財政指標の明確化および目標数値を提示すべきである。
4. まちづくりの課題において、「さらなる少子・高齢化、人口減少時代への対応」をうたっているが、より積極的な人口増加対策が望まれる。
5. 松島基地との関係において、安全飛行や騒音対策をはじめとする基地周辺対策の充実を継続的に求めるとともに、「協力・協調」を基本理念とし、基地があることを生かして、分野別施策に反映させたまちづくりを推進すべきである。

総務常任委員会付託案件審査

個人番号の利用、個人情報提供条例

正式の条例名は、「東松島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」となります。

番号法の公布により、番号法は、地方公共団体の定める条例に委任しており、条例を制定し利用の範囲や情報の取り扱いを定めます。9課34種に関する事務で利用されます。(詳しくは、市HP)

総員賛成で、原案可決すべきものとして、議長へ委員会報告されました。

東松島市男女共同参画推進条例について

本条例は、男女があらゆる分野において、性別にかかわらずその個性を發揮し、対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会の形成に向けて、条例を定めるものです。

推進にあたり、市、市民、事業者、自治組織等および教育関係者が、果たすべき役割について規定しています。今後、活動方針をまとめ、審議会を設置し、基本計画を策定してまいります。賛成多数により、原案可決すべきものとして、議長へ委員会報告されました。

民生教育常任委員会付託案件審査

東松島市老人福祉センターの指定管理者の指定について

老人福祉センターの指定管理が期間満了に伴い公募が行われました。申請があった1事業者について選定委員会により審査した結果、引き続き「社会福祉法人 社会福祉協議会」が候補者として認められました。

民生教育常任委員会では審査内容において、当施設を設置当初から管理運営してきた実績や、これまで築いた利用者との信頼関係が高評価だったことを受け、原案可決すべきとし、議会でも全会一致で可決しました。指定期間は平成32年3月31日までとなります。